

敦賀市社会福祉協議会パート職員 〔随時採用、栄養士 午前8時30分～午後4時勤務等〕募集要項

令和8年3月2日

1. 募集人員 栄養士（パート職員） 1人
2. 業務内容 地域リハビリセンター(デイサービスセンター)における給食業務(献立作成、食材発注、衛生指導、調理支援等)等
 - ※1 調理業務については、調理方法等を工夫するなどし、調理作業の軽減を図っています。
 - ※2 初めて給食業務を行う方はもちろんのこと、どなたについても丁寧に指導しますので、安心して働いていただけます。
 - ※3 子育て中の方も歓迎します。
 - ※4 60歳以上の方も歓迎します。
 - ※5 市内の方はもちろん、市外の方についても歓迎します。
3. 採用予定日 随時（採用年月日については相談に応じます）
4. 雇用契約 1年目は採用日から3ヵ月間の雇用契約を締結し、業務の状況等により2回目は3ヵ月、業務の状況等により3回目は6ヵ月の雇用契約期間により契約を更新します。2年目以降は、業務の状況等により1年ごとに雇用契約を更新します。
5. 処 遇
 - 1) 給与額
 - 時間給 1,420円～1,820円（業務手当を含みます）
 - 月 額 ・1日6.5時間勤務の場合 188,565円程度(業務手当を含みます)
 - ・1日6.0時間勤務の場合 174,060円程度(業務手当を含みます)
 - 2) 手 当 当協議会の規定に基づき、業務手当、通勤手当（上限 月額31,600円）等を支給します。
 - 3) 福利厚生 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、労災保険、雇用保険に加入します。
 - 4) 勤務時間
 - ・午前8時30分～午後3時30分
 - ・午前8時30分～午後4時
 - ※1 午前8時30分～午後4時までの間の1日6時間～6.5時間程度。
 - ※2 休憩時間60分を含みます。
 - ※3 勤務時間については相談に応じます。
 - 5) 休 日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)
ただし、業務の都合により、休日を他の日に指定することがあります。
(休日については相談に応じます)
 - 6) 年次有給休暇 採用から6ヵ月経過後に10日付与します。
 - 7) 育児・介護休業等制度 当協議会の育児休業等規程及び介護休業等規程に基づく休業制度があります。
 - 8) 退職金 当協議会の規定に基づき、退職金を支給します。
6. 応募要件
 - 栄養士免許を取得の方
 - 自動車普通運転免許を取得の方
7. 応募方法 敦賀市社会福祉協議会事務所（敦賀市東洋町4番1号・敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内）に次の書類を提出してください。
 - 市販の履歴書（本人自筆に限ります）
 - 栄養士免許証（写）
 - 自動車普通運転免許証（写）
8. 採用者の決定 応募のあった方について面接を行い、採用者を決定します。

※ご質問などがある場合は、お気軽にお問い合わせください。